

主な内容

- 2面 石原税調副会長の講演要旨
- 3面 当面の問題シリーズ112
～社会保険と消費税～
- 4,5面 パネルディスカッション
～マイナンバー制度～

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
税理士会館別館3F
電話 (03) 3356-4479
FAX (03) 3356-4478
URL http://www.t-zeisei.jp/
編集発行人 中川 常彦
広報委員長



(左から) 藤原氏、真田氏



(左から) 坂田氏、宮本氏

税制改正大綱にテーマに 合同セミナー

本連盟は東京税理士会との共催で5月8日、東京税理士会館において合同セミナーを開催した。

今回の大きなテーマは「平成27年度税制改正大綱を読む」。

第一部は、自由民主党税政調査会・副会長の石原伸晃衆議院議員(東京都)を講師に迎え基調講演を行った。

石原議員の講演では、法人税の実効税率の引下げについての考え方、消費税10%引上げ時の軽減税率の導

入に対する問題、相続税・贈与税の改正のまじり点が中心となった。

新たな税制が大綱に記載され、法案となり、世に出回ったところで終わりではない。実際に日々の業務でクライアントと接し活用できる制度とあるかが重要である。石原議員は、日々の業務の中で税理士として感じる、気がついたことを具体的な提案として政治の世界へ届けてほしい要望した。

第二部は、今回の大綱

統一地方選挙が終わり、国会はゴールデン・ウィーク後に重要法案の審議に入る。社会保障・有期法制の整備、派遣労働者法や労働基準法の労働法制の改正(民法債権法)の改正等、目白押しだ。税制面では、消費税の軽減税率の導入や法人実効税率の引下げに伴う代替財源としての中小法人への課税の動向等、税政連の対応は各界から注目され、その力量が試されている。そのなかで、各単位税政連は、来月、支部の総会に併せて定期大会を開催する。この大会では次の年間の活動を担う役員を選出、新たな陣容で対応することになる。

税政連の力量発揮のとき

ターに、特定個人情報保護委員会・事務局長の真田真理氏、国税庁企画課長の重藤哲郎氏、本連盟・政策委員長の坂田真氏による意見

選挙二法の研修会

統一選前単位税政連 後援会に

本連盟は4月14日、東京税理士会館において単位税政連及び後援会会長・幹事長合同会議を開催した。

この中で、全国市区選挙管理委員会連合会の秋野論事務局長を講師に招き、選挙二法(公職選挙法と政治

資金規正法)についての研修会を行った。

研修会開催日が、統一地方選挙後半戦の5日前ということもあり、一般的によくある違反行為などの事例とともに説明を受けた。

連選制については、関係

交換を行った。

講演を聴いた会員からは「個人情報の取扱いのルールが細かく、これから業務も煩雑になりそう」と焦りの声も漏れてきた。

当日は500名近い会員が出席し、熱心に耳を傾けた。(関連記事2面、4～5面)

こんにちは、会長です



終わった。

わが税政連は、活力ある地方自治の構築に向けて、税理士の職責と職能をどのように提供しているかが問われている。

以下、運動の方向性を整理してみたい。

自治体への働きかけを強めよう 内藤 信子

全国の自治体の中で「村」が一番多いのは東京都だと聞いたことがあ

る。確かに島根県には「00村」が多いが、ほとんど来ない。

先般、将来、消滅する可能性のある自治体として豊島区があげられ、ショックを受けたことは記憶に新しい。

さて、統一地方選挙が

① 行政不服審査法全面改正に伴い、地方公共団体に不服申立機関(第三者機関)と審理員の設置が義務付けられた。この第三者機関が関与する案件については、地方税

らから税理士の登用を要する。

② 外部監査制度を導入していない自治体には、まず条例の制定を働きかける。その後、税理士の登用の運動を進める。

③ 東京都、特別区・市町村が設置している各種委員会・審議会等に税理士を積極的に登用できる

⑤ 税理士会は、昨年の税理士法改正と租税教育を推進することとなった。その趣旨を学校関係者だけでなく議員にも説明し、理解を求めていかなければならない。また、消費者団体、PTA等に対してもアプローチを行っていく。

⑥ 法人実効税率の引下げに伴う代替財源措置としての外

税政連や後援会の役員は特に注意したいポイントである。恒例となっている選挙二法の研修会であるが、違反行為のないよう、出席者皆で今一度再確認した。研修会終了後、会務報告

第200号掲載の写真を募集

東京税政連では9月1日発行「東京税政連第200号」1面掲載の写真を募集しています。

- ◆テーマ 自由。(例 みゆり)
- ◆サイズ A4ヨコで掲載されます
- ◆条件 税理士が撮影したもので日税連、日税政、東京会等に応募していない作品に限りません。

- ◆締切日 平成27年7月末日
- ◆選考 8月の広報委員会にて選定します。
- ◆送付先 東京税理士政治連盟事務局 151-0051

渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 別館3F
E-MAIL info@tozeisei.jp
TEL 03-3356-4479

その他ご不明な点は東京税政事務局までお問い合わせください。

を行い、日頃の活動の経過を報告した。これから支部・税政連は総会シーズンを迎え、今年度の活動のまとめに入る。

来年度税制改正へ 要望書の策定開始

本連盟の政策委員会(坂田委員長)は、東京税理士会が「平成28年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を理事会決定(平成27年3月19日)したを受け、来年度税制改正に向けた要望書の策定に入った。

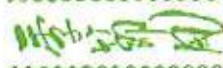
要望書の策定は6月を目途とする。

2月に行われた自民、公明両党の税制調査会の会合から、消費税に軽減税率の導入をする場合の具体的な制度設計に向けての検討を開始しており、今秋までに具体的な制度案を取りまとめるとしている。

税調の「一連化」の動きが予想されており、本連盟としても、気の抜けない対応が望まれる。

国土交通省は本年4月29日、東洋ゴム工業が国交相の認定を受けて製造販売した免震装置(免震ゴム)について、145棟・2907基の性能が認定基準を満たしていない不良品だったと発表した。しかも、取得した大臣認定のうちにはデータ改ざんに基づく不正取得があったという。免震ゴムは地震の揺れを吸収するため、ビルなどの建物の基礎部分に取り付けて使われるもの。阪神淡路大震災や東日本大震災の経験から防災意識が高まる中、注目技術の一つとなっており、被害の増大が懸念される。それにして今回の東洋ゴムの対応は、無責任としか言いがたない。問題が発覚したのは昨年2月、社内調査を経て、最終的に国交省に連絡したのが今年2月という。事業関係公表しなかった間、不良品を出荷し続けたという点から、かなり悪質である。南海トラフ地震に備えるため、いろいろな地震対策技術が脚光を浴び、国からも多額の補助金が支出されている。東洋ゴムがこれらの補助金を受給しているか否か、また、東洋ゴムが政治献金をしているのどこかは具体的な制度案を取りまとめるとしている。

今回の問題が第3次安倍内閣と再燃した「政治とカネ」の問題に絡み、献金騒ぎが出ないと良いのだが。



論説

来年1月から利用が開始される。マイナンバーの導入に際しては、関与先に適切な指導が必要であり、その指導を誤ると関与先から思わぬ損害賠償を請求される可能性もある。また、税理士事務所においても法定調査や年末調整、確定申告等の業務で、個人、法人番号を記載することになるが、その番号の管理にも適切な

特定個人情報の中でも最も重要といえるマイナンバーは、本年10月から個人及び法人の番号通知が始まり、対応が要求される。もちろん税理士事務所では、番号が漏洩しないよう万全な態勢を取る必要があるが、万一漏れた場合には税理士業務停止等の懲戒処分をされる可能性がある。税理士事務所

所では、根本的な業務(顧問契約を含め)の見直しが必要とされるが、日税連や東京会においてはあらゆる漏洩の可能性や、防止策を検討し、会員に提示すべきである。また、日税連は、法運用に関して、当局と早急

である。行政手続に添付書類がいらなくなることや、税金逃れを把握しやすくなることもあるため、さらに利用を拡大する構想もある。その第一弾として、改正正法案が3月10日、衆議院に提出されている(関

に細部まで煮詰め、会員に適切な指導と連絡をすべきである。そもそもマイナンバーは、年金事務所や税務署、自治体など様々な機関が別々に持っている同一人の情報を結びつけるもの

番号法の運用に注視を

適用範囲は拡大へ

法第34号)。番号法が施行される前に適用範囲を拡大しようとする改正には驚きだ。その内容は、①預貯金口座へのマイナンバーの付番②医療等分野における利用範囲・情報連携の

今回の改正は、昨年5月20日付の「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ」を一部先取りしたものといえる。今後、マイナンバーの利用範囲は、「中間とりまとめ」に沿って更に拡大されることになる。行政の効率化や国民の利便性が高まるに連れて、個人情報保護のシステムはより一層強化されなければならない。税政連としては、このような動きをいち早く察知し、適切な運動を展開して行くことが必要である。

27年度税制改正

東京税理士会 / 東京税理工政連
石原税調副会長は、平成27年度税制改正について大要を次のように述べた。

経済の好循環を!!

石原税調副会長の講演要旨



講演する石原税調副会長

27年度改正の基本的立場として、テラからの脱却、経済の再生を目指す。企業の収益拡大は内部留保ではなくて、資金の上昇や雇用の拡大につなげ、消費の拡大や投資の増加を通じて、さらなる企業収益に結びつこう。経済の好循環を実現するものである。【成長志向に重点を置いた法人税改革】

国・地方を通じた法人実効税率を段階的に引き下げ、20%台まで引き下げる。代替財源については、他の税目に求めるのではなくて、課税ベースを拡大して税率を引上げる。具体的には、欠損金の繰越控除制度の見直し、受取配当等の益金算入制度の見直し、外形標準課税の拡大が主なものである。ただし、今回の改正では、中小法人への適用は見送り、今後の課題とした。中小法人への配慮については、ご意見を伺いたい。一方、経済の好循環を実現するために雇用者給与等

支給額が増加した場合の税額控除制度を設けた。【消費税率の引上げ】昨年11月、安倍総理は、テラからの脱却、アベノミクスの成功を確かなものにするために消費税率の引上げを18カ月延長するということを表明された。これを受け、この引上げ時期を27年4月1日とする改正も行う。軽減税率については、大綱においては、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して対価品目、区分整理、安定財源等について早急に具体的な検討を進める」とした。検討する際の注意すべき点は、消費税率は上がったが、軽減税率の適用が大きくとれれば、社会

保険のサービスが低下したというのでは本末転倒。事務負担が過大になっても困る。丁寧に議論を進めたい。【相続税・贈与税】高齢者層からお金を使いたい若い層への資金の移転をスムーズに行うという意図で、直系尊属から住居資金の贈与を受けた場合の非課税措置を拡充した。結婚・子育て資金の一括贈与について贈与税の非課税措置を創設した。結婚と子育てに当てる費用として、20歳以上50歳未満の方に直系尊属から1千万円まで(結婚は300万円まで)の贈与を非課税とするもので、本年4月から27年3月までの4年間は認める。(文責 広報委員会)

税制・中小企業支援テーマに

懇談会を開催

本連盟は東京税理士会との共催で3月23日、全国町村会館(千代田区)において、中小企業関係団体との懇談会を開催した。今年で22回目の開催となり、日本商工会議所・東京商工会議所、全国商工会連合会・東京都商工会連合

会、全国中小企業団体中央会・東京都中小企業団体中央会と今回初参加となる日本政策金融公庫の7団体が出席した。

活発な意見交換で活性化を

東日本六税政連会議



衆議院第1議員会館 国際会議場において

今回のテーマは「今後の税制改正の方向性」と「各団体が取り組んでいる中小企業対策について」の2点。各団体とも平成28年度税制改正についての意見・要望の取りまとめはこれから

懇談会を行う東田政策委員



する必要があるとの認識を確認した。中小企業への支援策については、昨年成立した小規模企業振興基本法にのっとり、きめ細やかな中小企業・小規模事業者への支援が

スタートする。前年からの継続が予想される要望は、中小企業への外形標準課税の導入反対と消費税率の軽減税率制度の導入反対である。新聞等によれば、今年度は調査が開催されることが報道されており、これを念頭に要望・陳情活動を行うスケジュールを意識

本連盟は1月26日、衆議院第一議員会館・国際会議場において東日本六税政連役員連絡協議会を開催した。北海、道から、東北、関東、信越、千葉、東京地方と東京の六税連の関係役員69名が一堂に会した。会議の冒頭、会場使用に尽力いただいた自由民主党東京都連会長の石原伸義議員(東京8区)と平沢榮策議員(東京17区)が激励と挨拶に駆けつけた。今回のテーマは、「後援会活動の現状と課題」と「税政連加入率の向上について」の2つ。事前のアンケート結果に基づき議論を行った。後援会活動と税政連加入率(組織率)の問題ともに、税理士法人が多い都市部の税政連と職任接近地や空

求められている。今後、税理士が、業務面でもクライアントに対し積極的にコミットしていくことは中小企業の活性化のためにも重要となる。税制改正については、本連盟の坂田委員長が27年度の税制改正要望の活動を報告し、東京税理士会の平井調査研究部長が平成28年度の意見書について重要改正要望のポイントを説明した。税理士会の中小企業支援策については、東京税理士会の小越中小企業対策支援委員長が、現在、中小企業支援に積極的な信用金庫等と連携を進めている旨の活動報告を行った。

社会保障と消費税

「当面の問題」シリーズ 112

1 はじめに

3月31日、2015年度税制改正案が参議院本会議で、自民・公明、次世代の党などの賛成多数により可決、成立した。

それにより消費税の10%への引き上げは、当初予定よりも1年半先送りされ、2017年4月からの実施が確定した。今回の改正では、景気の状態により税率を10%に引き上げるかどうかの判断をする「景気条項」が削除されており、景気が悪化している場合でも更なる延長はせず、2017年4月には消費税が10%になる。

2 社会保障と税の一体改革

今、日本は、高齢化、人口減、財政難の三重苦にあえいでいる。厚生労働省によると、2025年には高齢化がピークを迎え、75歳以上人口は総人口の5分の1に迫る2179万人にのぼると推定されている。それに伴い2025年には、医療給付費が39兆円から54兆円に、介護給付費は8兆円から19兆円に膨らむ予想される(2012年度との比較)。

一方、保険料の負担を背負う現役世代は、1割以上減

少する見込みであり、現役世代の医療費や介護費の負担は跳ね上がることになる。

このような状況を踏まえ、2012年8月に社会保障と税の一体改革に関する8法案が成立した。

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化及びそのための安定財源の確保と財政健全化を同時に達成することを旨とするものであり、その後2013年12月に改革の全体像や進め方を明らかにする法案が成立して、現在は法律に基づき、改革を具体的に実施中ということになる。この改革の安定財源として考えられているのが、景気に左右されない消費税である。

このような状況を踏まえ、社会保障の面においても大きな改革が行われ、2014年6月18日に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(「医療・介護総合確保推進法」)が成立している。

3 医療・介護総合確保推進法

医療・介護総合確保推進法は、「医療法」、「介護保険法」、「地域における公的介護施設等の計画的な

整備等の促進に関する法律」などの一部改正から構成されており、医療法関係については2014年10月以降、介護保険法関係については2015年4月以降、各法律が順次施行されている。

高齢化と人口減が同時に進むなか、高齢化による給付額の急増で制度が維持できなくなる恐れがあるため、サービスや負担を大きく見直す必要が出てきたもので、2000年に介護保険制度がスタートして以来の大きな見直しとなっている。

この制度改革の大きな狙いは、地域に移せるものは地域に移し、地域の方で負担を分担し合い、制度の危機的状況を脱することであり、そのための財源として消費税増徴分が充てられることになっている。

4 消費税10%先送りの影響

消費税5%当時の政府の発表では、消費税が10%に引き上げられた場合、消費税5%引き上げ分のうち、約1%分(2.8兆円程度)は子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実に、残りの4%分(11.2兆円程度)は社会保障の安定化のための

財源にするということであった(政府広報オンラインより)。

しかし、消費税10%への引き上げが先送りされたため、見込んでいた財源が確保されないことになり、消費税10%を前提に計画した子ども・子育て支援、医療、介護、年金などの社会保障充実策はその見直しを余儀なくされている。

安倍政権が重視する女性

軽減税率対象品目と減収額(単一税率と比較)

軽減税率対象品目	1%当たりの税収減	備 考
全ての飲食料品(A)	6,600億円	
Aからお酒(B)を除く	6,300億円	英・独・仏・加…酒は標準税率
AからBと外食(C)を除く	4,900億円	英・独・仏…外食は標準税率
AからBとCと菓子類(D)を除く	4,400億円	英・独…菓子類は標準税率
AからBとCとDと飲料を除く	4,000億円	英・独…飲料は標準税率
生鮮食品のみ	1,800億円	韓国では生鮮食品のみ軽減税率
米・味噌・醤油	200億円	
精米	200億円	

*2014年6月5日与党税制協議会「消費税の軽減税率に関する検討について」を参照し作成

よすがが、つなぎ国債が、特定の職人確保を法律で担保することを発行の原則としているため、消費税が10%になった時には、その一部は償還財源に充てられる。よって2017年4月に消費税が8%から10%に引き上げられても、差額をすべて社会保障のための新たな財源とすることはできない。

5 安定財源としての消費税

消費税は、景気に影響されない安定財源であると言われている。しかしその一方で、滞納リスクの高い幅広い国民が負担するため、特定の者に負担が集中せず、納税者の所得水準や生活状況に関係なく低所得者や貧困層にも課税される。

消費税は水平的公平に資する反面、所得に対する負担割合は逆進的になる。消費税の引き上げでは、この逆進性への対応策が大きな論点となる。

政府与党は、逆進性対策として消費税が10%に引き上げられる2017年度からの軽減税率導入を目標としている。しかし軽減税率の導入では逆進性の対策にはならない。食料品を対象と考えた場合でも、その効果は高所得者や富裕層にも減効果はほぼ期待できない。またその他にも対象品目の繰引きや事務的負担増など多くの問題が残る。更に税収の面から言えば、軽

減税率の導入はむしろ逆効果である。全その飲食料品を軽減税率の対象とした場合は、単一税率と比べ1%の軽減税率で6600億円の税収減になると言われている(2014年6月5日与党税制協議会「消費税の軽減税率に関する検討について」より)。

6 おわりに

1989年(平成元年)4月、竹下登首相の時に初めて導入された消費税は、最初3%の税率からスタートし、その後、1997年4月、税率を5%に引き上げている。その引き上げから実に17年ぶりに昨年4月、税率が8%に引き上げられた。この間はバブル崩壊後の経済の低迷期とも重なっているため、なかなか消費税引き上げに踏み込めなかったとも言える。しかし今年度の税制改正で景気条項が削除され、2017年4月からは景気に関係なく消費税が10%に引き上げられる。

団塊の世代が65歳以上となる2025年はすぐ目の前に迫っている。超高齢社会の到来を目前にして、消費税を10%に上げたところで社会保障は到底崩壊しない。ある程度の負担増は仕方ないことと国民も諦めている。しかし先に増税ありきではなく、負担と給付のバランスをどうように考えるかを更に議論し、国民が納得する制度の構築を図ってもらいたいものである。(政策調査員)栗田よし子

出席者	特定個人情報保護委員会 事務局長 其田 真理氏
	国税庁長官官房 企画課長 重藤 哲郎氏
	東京税理士会 規制改革・納税環境整備対策室 室長 宮本 雄司氏
	東京税理士政治連盟 政策委員長 坂田 覚氏

東京税理士会・東京税理士政治連盟合同セミナー 第二部 パネルディスカッション

マイナンバー制度が税理士の業務に与える影響

国税関係の事務における番号の流れ

宮本会員 (コーディネーター) 税の業務における番号の流れについて説明ください。

重藤課長 番号法が施行されると、税務署に提出する申告書、申請書、届出書、調書、その他の書類には個人番号ないし法人番号を記入し、提出していただくこととなります。法定調書の提出義務者、金銭等の支払を受けられた方からその人の番号の通知を受けて、それを法定調書に記載することが必要になります。

個人番号の提供を受ける場合には、成りすましを防止するために本人確認を行う必要があります。税務署では、個人番号を記載した申告書の提出を受ける場合には、それが本当にその人の番号かという本人確認をします。また法定調書などの提出義務者が金銭の支払いを受ける方から個人番号

の提供を受ける場合にも同様本人確認をします。

留意すべき個人番号の保護措置の概要

宮本会員 このような流れにおいて留意すべき個人番号の保護措置の概要について説明ください。

其田事務局長 当委員会では法律の解説とルールを具体的な事例を織り込んだガイドラインを作り、昨年12月に公表をしております。

まず個人番号4箇条①取得・利用・提供のルール②保管・廃棄のルール③委託のルール④安全管理措置のルールのうち委託のルールと安全管理措置のルールについてはこれまでも個人情報を扱う場面、各事業者が取ってきた措置です。1箇所だけ違つところは、再委託をするには許諾が必要ということと、ここだけは個人情報保護法と違つて、取得・利用・提供のル

ルは、番号法の別表で、項目ごとに、法令で決められた場合にしか「使えない」「取れない」「渡さない」ことになっています。

保管・廃棄のルールは、必要がある場合だけ保護をし、必要がなくなったときには廃棄をする。今までの個人情報とは違つ扱いとなります。

坂田会員 税理士が申告書作成の業務を行う場合、税理士は個人番号関係事務取扱実施者に該当しますか。

其田事務局長 本人の代理人としてクライアントに代わって仕事をする場合

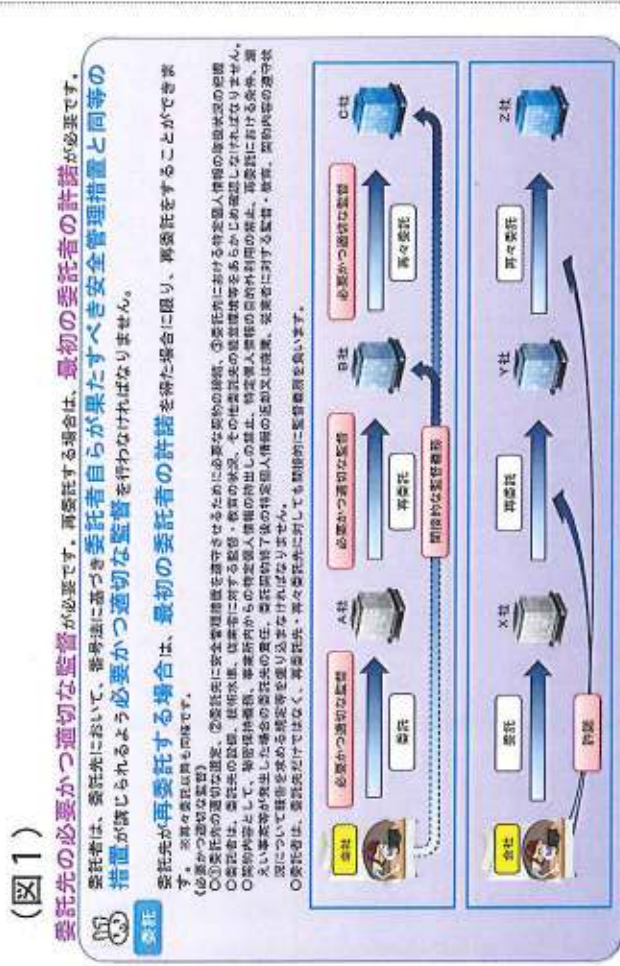
は、番号法上は原則として関係事務実施者には該当しません。

委託の取扱い

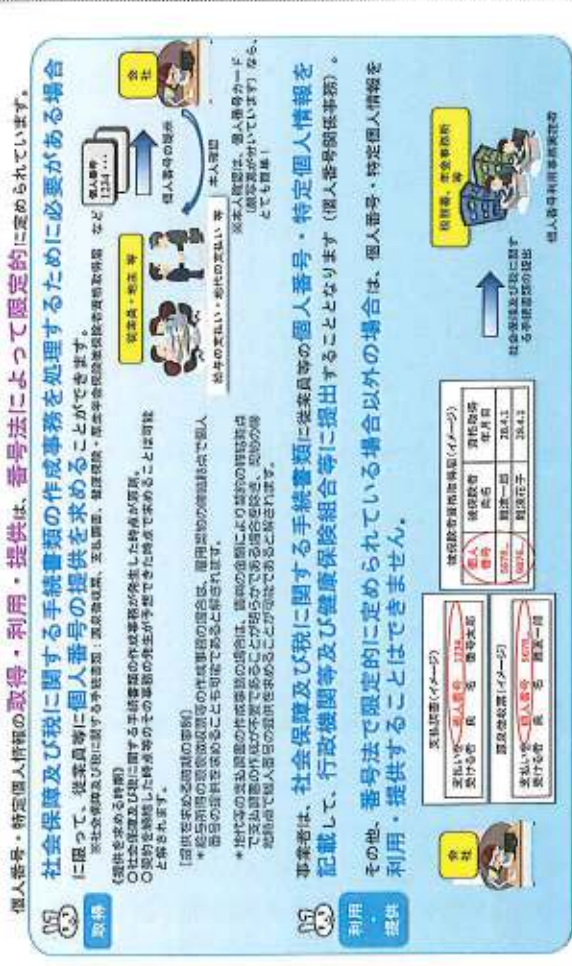
宮本会員 税理士がクラウドから委託を受け、クラウドの従業員の個人番号を業務で取扱うこととなります。この委託の取扱いの留意点は何かございますか。

其田事務局長 委託をするときには必要かつ適切な監督をしなければなりません。再委託、再々委託をする場合には、最初の委託者の許諾が必要ということと

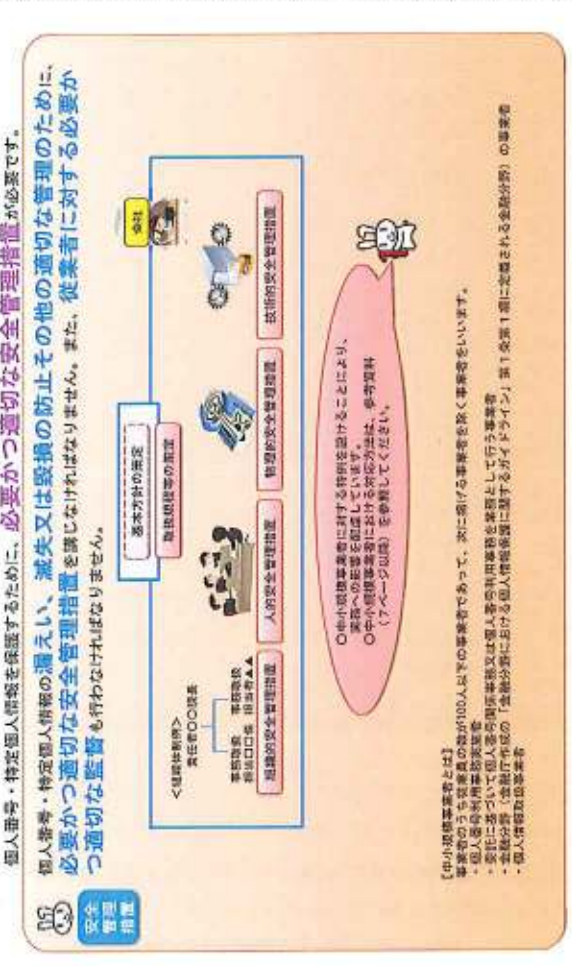
(図1)



(図2)



(図3)



「必要かつ適切な監督」とは、委託者自身が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることです。具体的な監督手法としては、①委託先の適切な選定、②安全管理措置を遵守するために必要な契約の締結、③委託先における取扱い状況の把握ということになります。

宮本会員 番号法とは税理士は顧問先から監督を受ける立場になり、現在締結している契約書の見直しも必要になりますか。

其田事務局長 ガイドラインには委託契約に盛り込むべき事項として秘密保持義務、持出しの禁止、目的外利用の禁止等を記載しており、最低限それらは盛り込まなければなりません。

ただし、従来から委託契約書を作成しているのであれば、不足している規定だけを記載した合意書などを作成していただいても構いません。

また、既存の契約内容で必要な番号法上の安全管理措置が講じられているのであれば、委託契約を再締結したり合意書を作成したりする必要はありません。

宮本会員 クラウドサービスの利用が、いまの委託に該当する場合があります。このクラウドサービスの取扱いについても教えてください。

其田事務局長 クラウドサービス事業者がその契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含

む電子データを取り扱つたことが判断基準となります。そのサービス事業者がその電子データを取り扱わない場合には、個人番号関係事務の委託を受けたことになることはできません。

また、既存の契約内容で、番号法上の委託には該当しません。契約条項にそのサービス事業者がその電子データを取り扱わない旨を定め、適切にアクセス制御を行っていることを盛り込んでもよいと考えられます。

宮本会員 保守サービスの提供を受ける場合、再委託に該当する場合がありますか。

其田事務局長 保守サービスの場合も考え方が同じです。そういった場合に於

ては、顧問先の許諾は必要になります。

坂田会員 再委託といふことになった場合、いつの段階でこの再委託の許諾、了解を顧問先から取るのでしょうか。

其田事務局長 原則として、その再委託をする時点になります。なぜ、最初の委託者の許諾を得なければならぬのかということ、それは最初の委託者において、再委託先が十分な安全管理措置を講ずることのできる適切な業者かどうかを確認させるためです。それなので、あらかじめ、自社の委託に該当する場合があります。

宮本会員 保守サービスの提供を受ける場合、再委託に該当する場合がありますか。

其田事務局長 保守サービスの場合も考え方が同じです。そういった場合に於

ときは、顧問先企業と委託契約を締結する時点で、再委託の許諾を得ることができま

す。その条件として、ガイドラインのQ&Aで示しているのは、

①再委託先となる可能性のある業者が具体的に特定されていること。

②適切な資料等に基づいて、その業者が特定個人情報保護するための十分な措置を講ずる能力があることが確認できること。

③実際に再委託が行われたときに、必要に応じて委託者に対してその旨の報告をし、再委託の状況について委託先が委託者に対して定期的に報告することの同意がなされていること。

この3つを満たしていれば、委託契約時点で再委託の許諾を得ることができま

取得・本人確認

宮本会員 本人確認についての先般の国税庁の告示について説明、解説していただけないか。

重藤課長 番号法に基づく本人確認は、12桁の個人番号自体が正しい番号であるかどうか確認し、その番号を提示している人が本当に本人か、という確認があります。

しかし、個人番号カードや通知カードの提示を受けることが困難な場合も考えられます。そうした場合には、番号法事務命令によって「個人番号利用事務実施者が適当と認める方法」で本人確認を行うことも可能

とされており、先般、国税分野において、どのような方法で本人確認をしたよいかを規定した告示を制定しました。具体的な内容については、国税庁のホームページをご覧ください。

宮本会員 個人番号を本人から受取る者と実際に源泉徴収票を作成する者が、これが異なった場合、注意すべき点は、

其田事務局長 保管の必要があるのは、税務署とかハローワークに提出する人たちだけです。途中の人たちは保管する必要がないので、速やかにその書類は渡して、手元に置かないようにする。(図2)

途中の人に番号を確認する任務を与えるかどうかは、事業所の規模や組織の形態にもよる、事業者の判断になります。ただ受け渡すだけの場合、受け渡す人が見れないような手法を取ったほうが安全でしょう。

安全管理措置

宮本会員 安全管理措置について、まず基本方針と取扱規程等の具体的なイメージ、各措置の概要について説明をお願いします。

其田事務局長 委員会のガイドラインでは個人情報保護法に基づく主務大臣のガイドラインの最大公約数的なことを示しています。

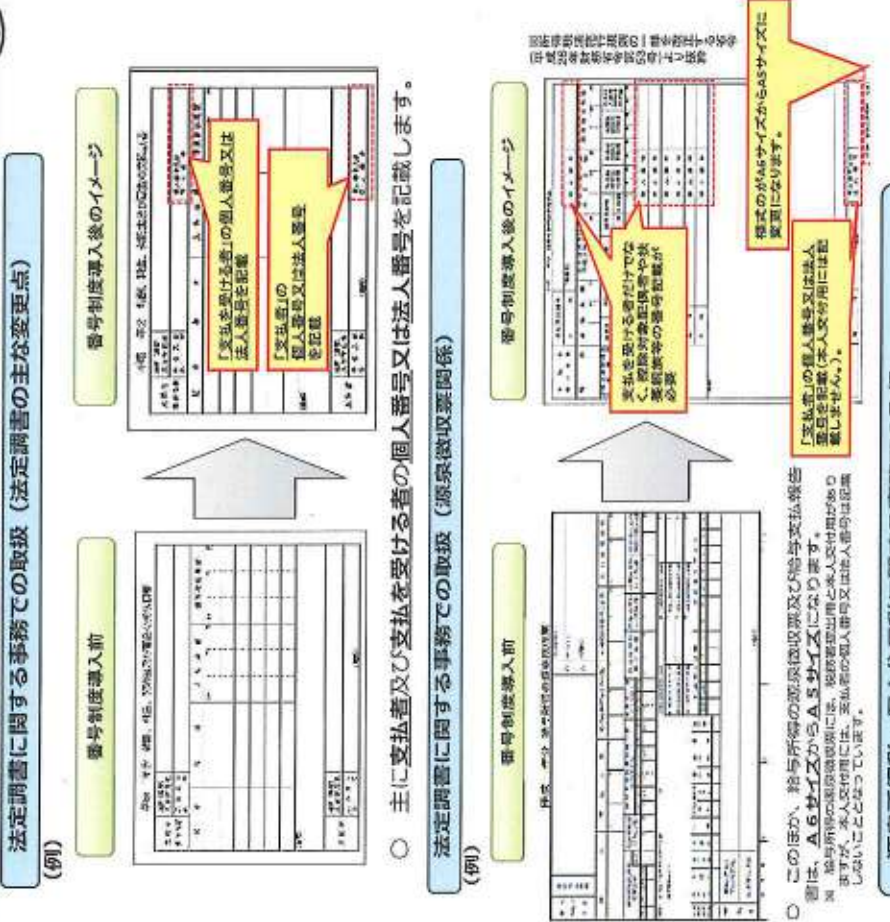
そのなかに基本方針の策定があります。基本方針は、いわゆるプライバシーポリシーをイメージしたもので、基本方針の策定の重要性を説明していますが、義務付けてはいません。

しかし、文書化してあれば、新人社員や管理者の研修、顧客に対する説明にも使えますし、繰り返し注意喚起する時の材料になる等、便利なので、作成されることをお勧めします。(図3)

宮本会員 取扱規程等は義務規定になっています。どこで誰が何をやる時に使うのかを明確にしておくということです。それは、例えばマニュアル、事務フロー、あるいは仕事のチェックリスト的なものでも結構です。そのとき以外は使わないということを社内全員で理解するという意味からも、取扱規程等のところは義務になっています。

利用・撰

(図4) **税務関係書類の主な変更点**は以下のとおりです。



- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。また、この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、(ほかにも以下のものなど)があります。「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
- (注) これらの申告書についても、提出を受けた給与等の支払者等は、その申告書に給与等の支払者等の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱(源泉徴収票関係)の主な変更点

- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。また、この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、(ほかにも以下のものなど)があります。「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
- (注) これらの申告書についても、提出を受けた給与等の支払者等は、その申告書に給与等の支払者等の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

んを組み際に金融機関に提出するというケースがあります。仮に金融機関等に提出する際、番号が源泉徴収票に載っていたときには、黒塗り等の見えない措置は必要なのでしょうか。

其田事務局長 源泉徴収票を金融機関に提出する際は、番号は消していただく。受取った金融機関側は、住宅ローンの審査をするとかシミュレーションでは個人番号は必要ない、保管をする必要もありません。保管すればリスクも高まるので、消して出すということに対応していただくを得ません。

システムで番号を印字しないといった工夫もあるのかもしれませんが、

廃棄は、作成事務を処理する必要がなくなった場合、書類の保存期間が終わったときには、速やかに廃棄又は削除しなければなりません。書類の作成事務を処理する必要がある場合は、継続的に保管できる場合の事例ということで、例えば従業員を雇っている間は、毎年源泉徴収票を使うので保有してよい。土地の賃貸借契約の場合には、最初にいたたいて継続して保有してよい。個人番号の廃棄のタイミングですが、廃棄の時期の見直しを行い、その期限が来たものを廃棄する

といたことです。

宮本会員 クラウドのデータは、例えば調査時とか、何かあったときに調べる材料として使用している。なかなか削除できないというのが実情です。

坂田会員 7年間という保管義務には注意をしていますが、あとあと何かあるかもしれないので、事務所の容量が許せば保有しておきたいのが実情です。

例えば扶養控除等申告書でも、番号部分があって、他の家族情報等が、いわゆる番号以外の情報も併せてこの7年というところで廃棄しなければいけないのか、保管の仕方、パソコン内データもあり紙ベースもある。具体的にどういったやり方で削除・廃棄を考えればよろしいでしょうか。

其田事務局長 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報になります。この特定個人情報とは、個人番号をその内容に含みますので、例えば顧客のデータとか、社員データの表に個人番号を付けていくと、表全体が特定個人情報になり、番号法の規制にかかってしまいます。この表から個人番号を全部取り去ると元の個人情報に戻り、番号法の規制は受けません。保存期間を過ぎた場合は、速やかに個人番号を削除すれば、ほかのデータは法律上も可能になります。

坂田会員 7年間経った段階で、廃棄したのかを税務調査で見るといったことは

あるんですか

重藤課長 個人番号の保護措置を税務調査でチェックをするときは、さすがにないでしょう。番号との関連いえば、例えば法定調書を監査に行ったときに番号を確認することはありませんが、保護措置の観点からの調査は税務署では行いません。

メンバーの記載時期

宮本会員 番号の記載時期について国税の業務では何時から記載することになるのでしょうか。

重藤課長 所得税は一般的には平成28年の確定申告から番号付きの申告書が提出されることとなります。法人税は、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から番号が記載されます。したがって平成28年1月1日から事業年度が始まり、平成28年12月末に決算を組み、平成29年の2月末までに申告していくのが一般的な流れは早いケースです。

法人であれば、平成28年に設立して最初の決算期が年の途中にくるという場合、個人であれば、平成28年の途中で出国するという場合があります。このような場合には、平成28年中から番号付きの申告書を提出していただくこととなります。

法定調書、平成28年1月1日以降の支払に係るものから番号付きのものを提出していただくということが必要になってきます。

申告書や申請書等の各種

様式については、前記その様式のイメージを国税庁ホームページ上で公表し、順次確定させていきます。最終的に確定するまでは、細かい部分の修正や税制改正による内容に差異があることに留意ください。

坂田会員 ステジュールの中で一番早く対応が必要なのが給与所得の扶養控除等申告書だと思います。事務上、利用が始まる前にこの番号を従業員に書いてもらいたいことになりませんが、これはできるのでしょうか。

其田事務局長 10月に番号が配られ始めたらすぐにその作業を準備行為としてさせてほしいという声たくさんあります。いま政府内で10月から準備に入れるように調整をしたいということで検討が進んでおります。

(※追記情報・平成28年2月1日に内閣官房ホームページ(メンバー社会保障・税務情報)で「個人番号の利用開始(平成28年1月)以前に個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することが可能である旨の情報提供がなされました。)

宮本会員 制導入時にわれわれの業務が混乱することのないよう、柔軟な取扱いをお願いします。

本会としてもこのメンバー制度の周知に努めてまいりますので、ぜひ会員におかれましては協力をお願い申し上げます。

申告書や申請書等の各種

あるんですか

重藤課長 個人番号の保護措置を税務調査でチェックをするときは、さすがにないでしょう。番号との関連いえば、例えば法定調書を監査に行ったときに番号を確認することはありませんが、保護措置の観点からの調査は税務署では行いません。

メンバーの記載時期

宮本会員 番号の記載時期について国税の業務では何時から記載することになるのでしょうか。

重藤課長 所得税は一般的には平成28年の確定申告から番号付きの申告書が提出されることとなります。法人税は、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から番号が記載されます。したがって平成28年1月1日から事業年度が始まり、平成28年12月末に決算を組み、平成29年の2月末までに申告していくのが一般的な流れは早いケースです。

法人であれば、平成28年に設立して最初の決算期が年の途中にくるという場合、個人であれば、平成28年の途中で出国するという場合があります。このような場合には、平成28年中から番号付きの申告書を提出していただくこととなります。

法定調書、平成28年1月1日以降の支払に係るものから番号付きのものを提出していただくということが必要になってきます。

申告書や申請書等の各種

税理士の役割をPR

～視察時の1コマ～

※関係税政連・後援会の役員に皆様、ご協力ありがとうございました。
提供があった写真のみ視察日順に掲載しています。(順不同)



1月28日 松島みどり議員



1月28日 小田原深議員



2月4日 辻清人議員



2月4日 山花都夫元議員



2月5日 平将明議員



2月7日 中川雅治議員



2月10日 石原伸晃議員



2月10日 松原仁議員



2月10日 長島昭久議員



2月12日 山田美樹議員



2月12日 海江田万里前議員



2月16日 菅原一秀議員



2月16日 萩生田光一議員



2月16日 井上信治議員



2月16日 藤田憲彦元議員



2月25日 初鹿明博議員



2月26日 大西英男議員



3月10日 小池百合子議員

延べ32名が税務支援を視察

今年も、確定申告期の税務支援の無料相談会場を視察した議員等が視察した。視察した議員からは、「いくら電子申告が増えても、高齢者には丁寧な指導や相談対応が必要だ」との懸念の意旨が述べられた。今後も確定申告期の税務支援の無料相談会場の視察を受ける態度が区民の信頼を得ているのだなどの声

視察後、税理士と議員が交換した議員は「消費税に軽減税率が導入されることになった場合は、混乱が起きるのでは」との懸念の意旨も述べた。

視察した議員からは、「消費税に軽減税率が導入されることになった場合は、混乱が起きるのでは」との懸念の意旨も述べた。

今後も確定申告期の税務支援の無料相談会場の視察以外にも「現場感」を大切にし、関係国会議員等との交流を深めていきたい。

税務支援視察の実施一覧(実施日順)

日付	視察者	党派	選挙区	会場
1/28水	松島みどり議員	自民党	東京14区	墨田区みどりコミュニティセンター
2/2月	小田原深議員 小倉将信(秘書) 越智隆雄議員	自民党 自民党 自民党	東京21区 東京23区 東京6区	多摩市役所西会議室 多摩市役所西会議室 三茶しゃれなあと(世田谷区)
2/4水	山花都夫元議員 清人議員 伊藤謙也(秘書)	民主 自民党 自民党	東京22区 東京2区 東京22区	三鷹市公会堂 月島特別出張所 船城市地域振興プラザ
2/5木	平将明議員 長島昭久議員	自民党 民主	東京4区 東京21区・比	大田文化の森 船城市第三文化センター
2/6金	勝米議員	自民党	東京17区	金町地区センター
2/7土	中川雅治議員 小倉将信議員	自民党 自民党	参・東京都 東京23区	東京メトロ東京駅行幸通り 町田市朝川市民センター
2/8月	石原宏高議員 石原伸晃議員	自民党 自民党	東京3区 東京8区	きゅりあん(品川区) 坂田山会館・久我山会館
2/10火	松原仁議員 長島昭久議員 山田美樹議員	民主 民主 自民党	東京3区・比 東京21区・比 東京1区	雪谷特別出張所・きゅりあん(品川区) 昭島市役所 東京メトロ九段下駅
2/12水	清人議員 海江田万里前議員	自民党 民主	東京2区 東京1区	文京区民センター 高輪区民センター
2/16月	菅原一秀議員 萩生田光一議員 井上信治議員	自民党 自民党 自民党	東京9区 東京24区 東京25区	練馬区役所石神井庁舎・本庁舎 八王子市役所 瑞穂町民会館他
2/17火	藤田憲彦元議員 将明議員	民主 民主	東京4区 東京4区	大田区役所本庁舎2F 大田区役所
2/18水	菅直人議員 鴨下一郎(秘書)	民主 自民党	東京18区・比 東京13区	武蔵野市役所 足立区役所本庁舎
2/23月	大田昭宏(秘書)	公明党	東京12区	北とびあ(北区)
2/24火	白眞助議員 山田美樹議員	民主 自民党	参・全国比例 東京1区	豊島区生活産業プラザ 東京税理士会西谷支部
2/25水	初鹿明博議員	維新の党	東京16区・比	タワーホール船堀
2/26木	大西英男議員	自民党	東京16区	タワーホール船堀
3/10火	小池百合子議員	自民党	東京10区	豊島区生活産業プラザ



私のスキー

三ツ寺 俊行 (立川)

昭和40年代生まれ、映画「私をスキーに連れてって」の世代である。自動車の免許取得後は大変速い運転に耐え、映画の世界に憧れながらリスト待ちで大変難儀のゲレンデを毎年目指していた。

しかし、私の周りの同世代の多くの者も同じくであるが、家族・子供ができてゲレンデから遠ざかった。冬から春に忙期を迎える税理士業の仕事に専らしたのも一因である。時は流れ、仕事にも慣

れ、子供たちの成長をきっかけに数年前からゲレンデに戻った。以前に比べてスキー人口もたいぶ減ったことで、特にアト侍らぼうしのように緩和された。

以前は少数派だったスキーヤー・スノーボーダーともに、私も同じであろうと思われ、ゲレンデ回帰世代が非常に多い。大学の体育授業も聞いた「スキーは言葉を楽しめる」という言葉に感銘を受ける。来シーズンはスノーボードにも挑戦しようかと思

ほのぼの喫茶室 [端午の節句に兜を飾る]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



風を読む 後援会便り

第2期定期総会を開催

大西英男後援会

「税理士による大西英男後援会」は3月28日、第2期定期総会並びに懇親会をタワーホテル船堀(江戸川区)において開催した。

大西英男衆議院議員は、昨年12月の第47回衆議院議

員選挙において東京16区から自民党公認で出馬し、2期目の当選を果たした。

総会は、東京税政連から高橋三副会長並びに秋元弘光副幹事長の出席を頂き、まき寺嶋慈夫(江戸川



大西議員を囲んで、右が寺嶋前会長・左が石田新会長

北後援会会長の挨拶の後、大西議員による国政報告が

行われた。限られた時間の中ではあなたが、これまでの国会活動の様子や今後の国政に対する思いを熱心に語られた。

講話においては、活発な意見交換を遂げ、役員変更を含めた議案のすべてが原案どおり承認可決された。新たに選出された石田肇(江戸川南)後援会会長が後援会活動に対する抱負を述べ、来賓の高橋副会長から挨拶を頂き、盛会のうちに総会を終了した。総会終了後、懇親会を行い、積極的な意見交換を行った。

今後も石田肇新会長のもと江戸川北・南税政連と連携を密にし、後援会活動をより充実させていきたい。(幹事長 岩崎信幸)

後援会活動の予定

- 4月23日 税理士による小倉総信後援会 日銀員学舎 会
- 4月28日 平将明を囲む税理士の会 定期総会
- 7月3日 秋生田光二を支える会 定期総会

SNS社会

長男の中学受験が無事に終わり、約束通りスマートフォンを購入した。りんどのマークがはいった私が使用しているものより新しい型のスマートフォンである。大癖の長男は、次々とアプリケーションをダウンロードして。今まで妻のスマートフォンで遊んでいたが、手馴れた手つきである。

驚いたのは、SNS(

ソーシャルネットワーク・キングダムとよばれるアプリケーションをダウンロードした途端に、次々とメッセージが送られてくることだ。



長男に聞いたところ、かなり多くの友達もSNSを利用しているとのこと。クラスの友達などグループを作り、やりとりをしているようだ。

一家に1台、黒電話しかなかった時代には、友達と連絡を取るの是一大難事であった。友達の家へ電話をするのはとても緊張したことを思い出す。だがそんな経験が、目上の人に対する敬語や、挨拶の仕方を覚えるきっかけとなつたように思えるのは私だけだろうか。

夜の11時を過ぎても、長男のスマートフォンの着信音は鳴り止まない。(N・K)

Support 2015 1口 5000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポーター募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませ。よろしくお願ひ申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限りさせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

- 計報
- ご賞賛をお祈りいたします
- 野村 富雄氏 荒川税政連元会長(荒川) 平成27年1月26日78歳
 - 稲葉 紀夫氏 本連盟元国対委員(練馬東) 平成27年1月28日74歳
 - 和田 登氏 西新井税政連元会長(西新井) 平成27年3月29日88歳